



国民健康保険から支払う医療費の平成22年度決算額は、41億4559万1千円（加入者一人当たり27万2千円程度）となっています。医療費は年々増加傾向にあり、平成21年度医療費決算額は、平成20年度決算額に対し2.44ポイント、平成22年度医療費決算額は、平成21年度決算額に対し4.39ポイント増となっています。国民健康保険事業特別会計では慢性的な赤字状態となっており、この状況を少しでも改善するための一つの手段として、平成24年度からの税率を改正することにしました。皆さんのご理解をお願いします。

国民健康保険税の税率改正内容は次の通りです。

●国民健康保険税税率の改正点

		平成23年度まで	平成24年度から
医療分	所得割	5.4%	6.7%
	被保険者均等割	21,200円	22,100円
	世帯別平等割	16,500円	22,100円
支援分	所得割	2.0%	2.4%
	被保険者均等割	7,500円	7,500円
	世帯別平等割	5,800円	7,500円
介護分 (40歳以上65歳未満のみ)	所得割	1.4%	1.7%
	被保険者均等割	9,200円	9,200円

世帯の1年分の国民健康保険税 = 医療分 + 支援分 + 介護分

◎語句の説明と注意点◎

※所得割は、国民健康保険加入者全員の前年の所得（平成23年1月～12月分）の合計額により計算します。

※被保険者均等割は、世帯の国民健康保険への加入者数に応じて計算します（金額×加入者数）。

※世帯別平等割は、1世帯当たりにかかる金額です。

※介護分は40歳以上65歳未満の人が対象です。

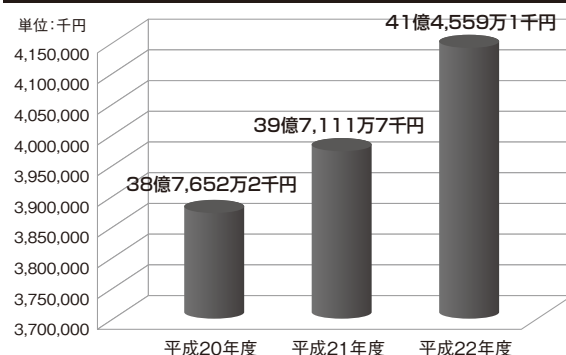
※国民健康保険税は、世帯主に課税されます。平成24年度4月分からの国民健康保険税のお知らせは加入者世帯の世帯主宛てに、6月に発送します。国民健康保険税は10期に分けて納付いただくことになりますので、納め忘れがないように口座振替をお勧めします。

国民健康保険税と医療費負担のしくみ

病院を受診したとき、病院に支払われる医療費は、皆さんが病院の窓口で支払う「自己負担額」と保険から支払われる「保険給付費」で構成されています。この保険給付費部分を支えている主なものは、国民健康保険税約2割、公費（国・県支出金）等が約7割を占めています。

しかし、近年では、保険給付費が増える一方で、収入が不足し、赤字となる部分は市の一般会計から繰入金として、補てんしている状況です。

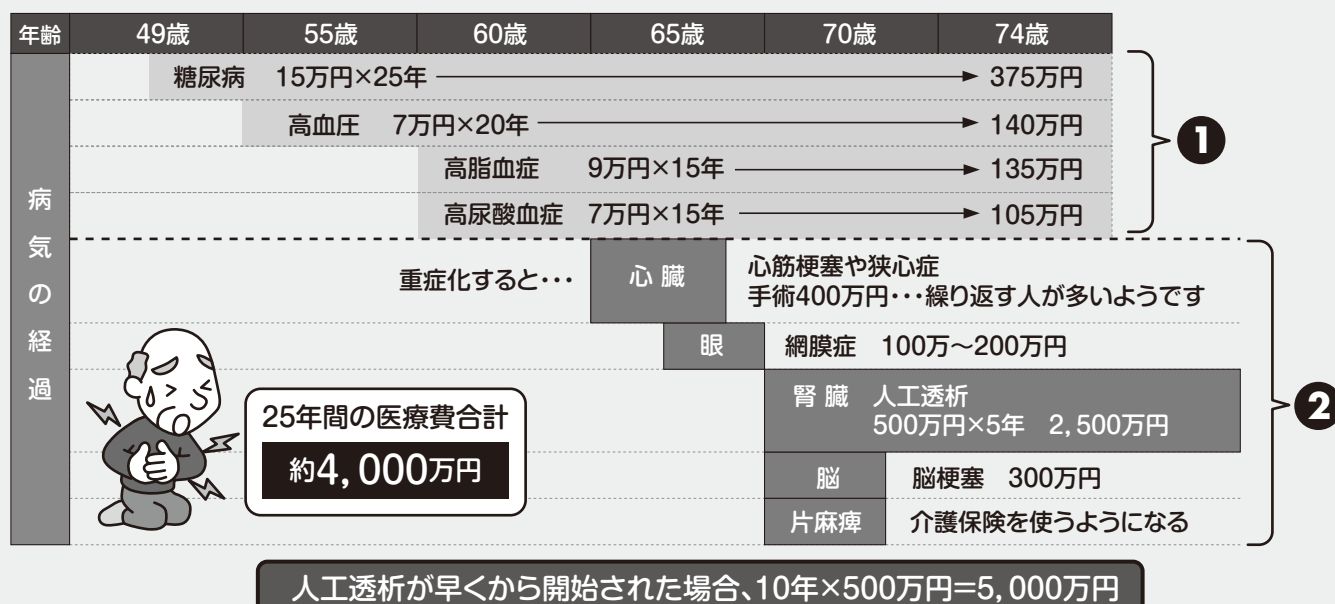
保険給付費の推移



- 国保税に関すること 市市民課保険年金係 ☎43・8127
- 特定健診に関すること 市いきいき健康課 ☎34・3351

年間医療費が41億円を超え、医療費が増大しています

Bさん（74歳）の場合



人工透析が早くから開始された場合、10年×500万円＝5,000万円

※金額は、症状・治療法などにより個人差があります。

①糖尿病、高血圧、高脂血症、高尿酸血症がある段階

この段階までは自覚症状がありません。この段階で抑えるために、健診を受けること、そしてしっかりと治療することが重要です。

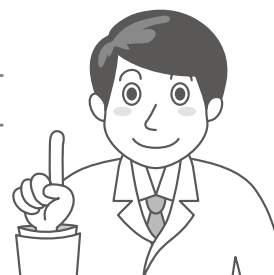
②①の段階が進行すると、心筋梗塞、狭心症、脳卒中などを発病します。

多額の医療費がかかるばかりでなく、自身の生活に支障がでます。

特定健診を受けましょう

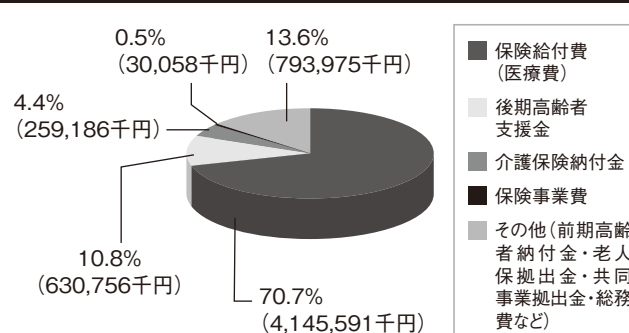
市では、国民健康保険加入者で、30歳以上の人を対象に特定健診を実施しています。

特定健診を受けると、糖尿病、高血圧、高脂血症、高尿酸血症が疑われる状態になっていないかを知ることができ、深刻な状態になる前に自分で予防できます。



平成22年度国民健康保険事業歳入・歳出の状況

国保会計歳出 (5,859,566千円)



国保会計歳入 (5,868,192千円)

